

総務委員会会議録

平成25年9月25日(水)

(開会) 10:01

(閉会) 11:53

案件

1. 議案第73号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)
2. 議案第76号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
3. 議案第78号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
4. 議案第84号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. 市内防犯灯のLED化事業における業者選定結果について (防災安全課)
3. 平成25年8月台風15号豪雨の被害状況について (防災安全課)
4. 平成25年度職員採用試験の申し込み状況について (人事課)
5. 平成25年度行政評価(一次及び二次評価)結果の概要
及び外部評価の取組みについて (行財政改革推進課)
6. 飯塚駅前広場整備の要望書について (総合政策課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第73号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。

財政課長

「議案第73号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」の概要についてご説明いたします。

別に配布いたしております「平成25年度補正予算資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、補助事業に伴う事務事業費の変更等を中心に、今後の所要額を見込んで補正するものでございます。補正額につきましては、1億640万円を追加いたしております。

次の2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、科目名称の左側には予算書のページを記載しております。

まず、歳入からご説明いたします。県支出金では、地域グリーンニューディール基金事業費補助金など、今回補正しております補助対象実施事業に係る財源として計上しておりますが、各事業の内容につきましては、歳出の欄でご説明させていただきます。

繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金の繰入額を1557万7千円追加するものでございます。

市債につきましては、今回補正しております起債対象事業の財源として合併特例債を活用して実施するため計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。議会費では、飯塚市議会のインターネット中継を実施するため、インターネット中継機器購入費を計上するものでございます。

衛生費の健康づくり推進費では、地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金、10分の10を活用しまして、自殺対策講演会及び自殺予防ゲートキーパーを養成するためのケアマネジャー

研修会を開催いたします経費を追加するものでございます。

上水道費の水道事業会計補助金は、水道施設整備事業の国庫補助を活用した前倒し事業に係る出資分を追加するものでございます。

商工費の消費者行政推進費では、消費者行政活性化基金事業費補助金、10分の10を活用しまして、消費者の安心・安全を確保するための啓発を行う経費を追加するものでございます。

観光費では、平成26年のNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映を契機に、福岡県知事をトップとして放映効果を最大限に活かし観光客の誘致を促進する「軍師官兵衛福岡プロジェクト協議会」が設置され、ゆかりのある本市も会員となっており、その負担金を追加するものでございます。

土木費の道路橋りょう新設改良費では、飯塚穂波線道路改良工事に伴います配水管布設替工事減耗費用負担金を追加するものでございます。

消防費の災害対策費では、地域グリーンニューディール基金事業費補助金、10分の10を活用しまして、災害時の避難所及び防災拠点に太陽光発電設備および蓄電設備を設置するための経費を追加するものでございます。

3ページをお願いします。教育費の小学校整備費では、菰田小学校進入路等整備に係る工事費及び用地買収費等を追加するものでございます。

継続費は、飯塚本町東地区優良建築物等整備事業において分譲マンションの建設を行うもので、平成25年度に民間業者を決定し、平成26年度に地盤調査、実施設計、平成27年から平成28年度に建築工事を行うもので、優良建築物等整備事業費補助金について、平成28年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。

繰越明許費は、菰田小学校進入路等整備に係る工事及び用地買収等を行うもので、年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。

債務負担行為は、公有財産購入費の友寄・市の間線道路敷につきまして、次年度の補助対象とするため、土地開発公社に依頼して用地の先行取得を行うものでございます。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

森山委員

3ページの、さっき言われた継続費の飯塚本町東地区優良建築物整備等に対する補助金とありますけど、ちょっと私の記憶がないので、ちょっとそこだけご説明をお願いしたいのですが。

中心市街地活性化推進課長

継続費の飯塚本町東地区優良建築物等整備事業におきましては、分譲マンションの建設を民間の事業者が行うものでございます。10月に事業者が決定いたします。このことからまちなかでの定住を促進し、商業と居住の一体的なコミュニティの形成、商業環境と居住環境の総合的な向上を図るために補助を行うものでございます。なお、先ほど説明がありましたように、平成26年度に実施が予定されておる地盤調査費、実施設計、27年度から28年度に実施が予定されております建築工事等に伴う共同施設整備費に対し、補助対象経費の3分の2の額を補助するものでございます。なお、補助額の2分の1は国からの補助があるものでございます。

森山委員

結局、まだよく設計もできてないということですか、そしたら、もうできているわけ。

中心市街地活性化推進課長

10月の協議会におきまして、事業の提案を受けて、そこで審議が行われまして、そこで事

業者が決定することになっておりますので、その段階で明らかになるものと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

田中裕二委員

2ページの地域グリーンニューディール基金事業費補助金を活用しての避難所及び防災拠点に再生可能エネルギー設置、及び蓄電設備を設置するものというふうに予算が計上されておりますけれども、これはおそらく避難所で停電があったときとか、そういったものに対応するためという考え方でよろしいですか。

防災安全課長

そのとおりでございます。

田中裕二委員

今回予定されている設置箇所を見ますと、潁田地区だけがないのですが、潁田地区にはこういった拠点となるような避難所というのはないということでしょうか。

防災安全課長

潁田につきましては、潁田小中一貫校ができて、そのとき公民館が横に併設されております。そこを避難所というふうに想定しております。

田中裕二委員

はい、わかりました。ただ避難所はこれだけではない。たくさんございます。そういったふうなものを考えますと、今回はとっかかりだろうと思えますけれども、その他の避難所に関しても随時設置をされるという考え方があるのかどうか、この点いかがでしょうか。

防災安全課長

今回の事業につきましては、まず対象施設が避難所、防災拠点のうち耐震性を有する施設、自家発電設備がない施設、また県の方針としましては、自然災害発生時に孤立する可能性のある避難所等、広域避難施設、重要防災拠点、民間施設等でございます。そういった耐震性を有する施設等となってまいりますと、限られてまいりますので、その中で私どもとしては先に必要なところについて今回設けておりますが、今後につきましてもこういった補助事業を含めまして、種々検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

田中裕二委員

それともう一つお尋ねいたします。衛生費の中で、地域自殺対策緊急強化基金事業としての自殺対策講演会及び自殺予防のゲートキーパーを養成するためのケアマネジャー研修会を開催するというふうに出ております。何となくわかるんですけども、具体的な概要、どのようなことをされるのかというのが、ちょっとよくわからないので、その辺りを教えてください。

健康・スポーツ課長

この度の地域自殺対策緊急強化基金事業といたしまして、2件予定をしております。1件は大城友弥さんという沖縄出身の全盲の音楽家をお呼びいたしまして、この方の講演会を予定しております。もう1件は県立大学の先生に来ていただきまして、主にケアマネジャーさんの研修、この際にゲートキーパーの養成を目的としました研修会を計画しております。

田中裕二委員

すみません。基本的なことで申しわけないんですが、ゲートキーパーとはどのような役割をする方なのでしょうか。

健康・スポーツ課長

ゲートキーパーと申しますのが英語でございますので、日本語で言いますと門番という意味がございまして、自殺を考えてあるような、そういった兆候のあるような方に対して、会話等を通して、そういった方の悩みや心の中を開かせる、そういった役目をやられる方で特別な資格ではありませんで、主にボランティアでの活動ということになります。新聞等でも

ご紹介されておりますけど、例えばスナックのママさんであったり、床屋さんであったりと、そういった方々が仕事の傍と言いますか、そういったときにお話を聞いてあげることで、自殺を踏みとどまらせるような、そういった効果があると言われております。

田中裕二委員

予防できるのかどうか、非常に疑問に思っておりますけども、それと合わせてこの自殺対策というのは、やっぱり一番基本的なものというのはうつ病対策ではなかろうかと思えますけれども、そのようなうつ病対策とかではないですね。要するにこういった方たちの講習会をすることによって、自殺をしようとする人を踏みとどまらせるという、そういう人たちを育てる講習会だということですか。

健康・スポーツ課長

今回の事業につきましては、県のほうから補助事業でございますけれども、いくつか事業形態というものがございまして、今回はその人材養成事業ということにあてはめての補助事業ということになっております。人材養成事業と申しますのが、先ほど言いましたような一般のボランティアの方がそういったゲートキーパーのような役割を果たしていただくことで自殺の防止につなげていこうということでございますので、今回予算要求しております事業については人材養成の形ですので、こういったゲートキーパーの養成講習会というふうな形になっております。

田中裕二委員

よくわかりませんが、わかりました。最後にあわせましてこれは要望ですけど、先ほどちょっと言いました。自殺対策にはやっぱりうつ病対策が一番効果があると思えますので、この辺もしっかりと取り組んでいただきますよう要望して終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

兼本委員

今の自殺予防に関連してお尋ねしますけど、1週間か10日ぐらい前の新聞を見ましたら、全国的に自殺者の大多数は男性が多いと、そして高齢者が多いというような新聞報道があっただけです。一概に自殺と言っても小学校とか中学校のいじめで自殺する人もおるし、それから先ほど言ったうつ病、これも仕事がなくして雇い止めなどでですね、毎日、明日をどうしようかというふうに悲観することによってうつ病が発生して自殺すると、そういうふうな新聞報道があっただけです。だからこの自殺予防と、一概に大きなくくりで自殺予防といってもね、どういう人たちを対象にして自殺予防をやるのか。例えばさっきスナックとか言っていたけど、スナックのママさんとかは高齢者が行ってちびちび飲みながらね、自分の苦労話を聞いて、ゲートキーパー的な存在はできるかもわからないけどね。自殺予防という対象を、これは百何十万円ぐらいの事業費ですから、そんなに大きな事業はできないとは思いますが、これは1回だけやってもだめだと思うんですよ。だから、こういうものは継続してやっていかなければだめだと思うんですけど、担当課は自殺予防はどの程度の人たちが一番多いのか、そしてどういう原因で自殺する人が多いのかというのは、こういう事業をやっているからおそらく調べていると思えますけど、そここのところをちょっと示してください。

健康・スポーツ課長

自殺されました方々についての調査がございまして、全体的に国の動向としましては20歳以上の方で上昇傾向にあると。その方の原因や動機につきましては、やはり就職問題に関連したものが最近が多いというふうに研究がされております。また40歳代以降の方でございますけど、現在のところ低下の傾向にあるというふうに分析がされております。平成19年以降の推移では、自営業者、被雇用者、無職者はわずかに減少傾向にありますが、学生や生徒数、先ほど言われましたけど、そういった方々は増加をしている傾向にあるというふうに言われてお

ります。

嘉穂鞍手の管内で平成24年度中の自殺者数が83人ということで報告を受けておりますが、主に健康問題が29人、それから経済問題や生活苦からということが19人、それから勤務関係、仕事関係で8人、それから家庭の問題で8人、男女問題で4人、その他不詳、その他ということが38人ほどございます。これは複数の回答でございますので、合計いたしましても83人にはなりません、現在そういったところで把握はしておりますが、今回の事業につきましては、先ほど言われますように特定の方を対象にというよりも、先に全般的にそういった方々に接する機会が多い、先ほど言いましたゲートキーパーの養成ということを目的に事業を展開するようにしております。また、この基金事業は年限がございまして終了をいたしますが、終了いたしました後につきましても、質問者言われますように、今後についても何らかの市としての施策を続けていく必要があるかと思っております。具体的には平成25年度でございますが、先ほど言いましたように県立大の先生をお招きして研修会等をやるようにしておりますが、補助金がなくなった後でもそれまでに蓄積しました私どもの職員、保健師等によりまして研修会等が行えるのではないかとこのように考えておりますので、民生委員さんの方々や自治会長さんやそういったいろいろな活動をされてある方々の方に出向きまして、ある程度職員のほうで指導をやっていくと、もしくは普及啓発をやっていくというふうな取り組みをしようというふうな考えております。

兼本委員

継続してやっていこうという意気込みは十分伺えます。やはりですね、自殺というのはあなた方も言うように、いろんな年齢層が違うわけなんですよ。だから年齢層が違うから、一概に自殺予防、自殺予防と言っても、年齢の低い人たちに高い人の話をしてはわからないし、年齢の高い人に子どもの話をしてはわからないということがあると思いますので、そういうことを踏まえて県の補助事業で1回きりでこんなことをやったぞということじゃなくしてね、やはり人命を尊重するという立場からいけば、そういうものを、やはり年齢を区切って、そして例えばことは、あなた高齢者は少なくなっていると言っていたけど、ほんのこの頃の新聞、読売か西日本か忘れたけど、とにかく高齢者で男性が多いということね、女性じゃなくして。私は女性のほうかなと思ったんですけど、女性は力強いんでしょうね、男性が多いということですから。だから、そういうふうな年齢を区切って、そしてそういう人々を対象にしてやっていかないと、ただ大区切りで自殺予防、自殺予防と言ってもなかなか無理があると。だからうつ病の人たちはうつ病の人たちを対象にした自殺予防というのが、当然これは医療関係でもやっているんだらうと思いますけど、そういうものがあると思いますので、ひとつ十二分にそのところを研究してね、いい事業ですから、継続してやっていただきたいということを要望しておきます。

それともう一つ。土木費の飯塚穂波線配水管布設替工事の減耗費用負担金というのがありますが、あまり聞いたことないんですけど、減耗費用負担金というのは何ですか。

建設総務課長

ご質問の減耗分ということでございますけど、今回、飯塚市の要望する国、県の事業があります。その中で実施する道路事業が対象になってくるわけでございますが、この中で今回の補正予算でいいますと県が原因者でございます。その中で、道路を整備する場合で支障となる水道管の移設補償を、水道管の公共施設の管理者であります、今回の場合で言えば飯塚市の水道局になるわけですが、そこに対して補償費を県のほうが支払うわけでございます。その中で、算定に当たって機能廃止となるその同等の代替施設を建設する場合には、当該施設の建設に要する費用から既存の施設の機能廃止までの財産価値の減耗分を控除して補償費を払うというふうなことになります。この財産価値の消耗分については、当該施設を新たに建設する費用に基づきまして、その補償時点におきます対象施設の耐用年数、それによって廃止する経過年数に

応じて算定するということになります。今回の場合でいいますと、県の負担割合が81.2%で、飯塚市負担が18.8%というふうなことになります。その2分の1を一般会計から負担するというので、試算的にはなります。工事によって、いま言いましたように、その施設の古いものであればそれだけ減耗分というのは少なくなるんですが、県の負担が大きくなるということですね。新しければ市の負担も大きくなるし、耐用年数が多く残っていればその分は当然、負担がふえてくるというふうなことでございます。

兼本委員

結局、その道路新設とか拡張する場合に水道管が入っていれば、それを付け替えるときにその分のお金を、上下水道局にお金を補償金として払うということ、県がね。それを飯塚市にもいくらか負担してくれということですか。しかし、この飯塚穂波線というのは今までずっと入ってきてますよね、ずっと今まで。おそらく今まで減耗費の費用負担金とかいうのは、聞いたことがなかったんですけどね。もう庄司からずっといま入ってますよね。あの中必ず水道が入っている地区もあつたろうと思いますけど、急に何でこの減耗費というのが、まあ飯塚市に水道局がもらうんですからね、いいようなものですけど。しかし、この工事、付け替えは飯塚市がしないといかんわけですからね。だから、当然もらった分は出さないかんという形になるわけですけど、今までは市のほうは付け替え工事だけで済んだと思うんですけど、それに対して今度は補償金まで上乘せしろということになったんだらうと思うんですよ。そういうことでしょう。だから、これはどういう理由でなったわけ。

建設総務課長

今のご指摘につきましては、もともと公共事業の施工に伴います公共事業補償要綱というものがあまして、その公共事業補償要綱基準の運用申し合わせというのがあります。その中で、本来、国、県が実施する場合においてもこの減耗分というのはもともと生じておりました。しかしながら、県事業主体ということである程度の減耗分については、過去においては負担をいただいております。しかしながら、会計検査の中で指摘がございまして、やはり減耗分については市町村も負担すべきではないかというふうな指摘に基づいて、今後ですね、こういうふうな指導がなされたということで、それでもいま県のほうにはできるだけ市の負担を軽減するようにという形ではしております。

兼本委員

県の会計検査で指摘を受けた。だから、それを出すと。じゃあ、今まで何年間かさかのぼって出せとかいうようなことはないんでしょうね。

建設総務課長

その分についてはございません。いま新たにですね、今回そういうふうなことについて県とも協議を行いまして、今後こういうことでやっていきますということで話をしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

先ほどの衛生費の中のゲートキーパー、自殺予防のゲートキーパーを養成するためのケアマネジャー研修会を今回開きますよね。このゲートキーパー、今回は研修会でしょうけども、将来継続していきたいというような答弁でしたけども、このゲートキーパーというのは公的に何か資格とかそういうものが必要なものなんでしょうか。

健康・スポーツ課長

特に資格は必要ございません。ボランティアでということになります。

小幡委員

将来、本市としてはゲートキーパーを認定するかが決めるんでしょうけども、何名ほどゲートキーパーをつくらうとかいう具体的な考えはあるんですか。

健康・スポーツ課長

今のところそのゲートキーパーの目標というようなものはございません。また、例えば資格関係の認定のような制度を設けるという予定も、今のところは考えておりません。

小幡委員

ゲートキーパーを養成するんでしょう。それなのに認定もなくて、「あなたゲートキーパーね」で終わるんですか。それと何名ほど飯塚市に必要として、こういう補助金まで付けてやるんでしょ、目的がなくてお金を出すつもりですか。どこかで本市としては計画を立てる気があるんでしょうかね。その点を教えてください。

健康・スポーツ課長

現在のところ、そういった制度はつくっておりませんが、今後につきましてはそういった研修を受けられました方につきましては、例えば現在、認知症サポーターという制度もございますが、ああいった講習を受けられた方については、そういった目印になるものを付けていただくようなこともやってあります。そういったことで将来的にはある程度、私はゲートキーパーですよというふうな意思表示を多くの方がしていただくことで、そういった自殺に将来的になりそうな方を思いとどまらせるような機会を多く作れるのではないかとというふうに考えております。

小幡委員

まだはっきりしないみたいですけど、せっかく、まあ県の要請なんだろうけども、ゲートキーパーを養成するのであれば、具体的にどの程度の人たちを任命、任命はどうなるかわかりませんが、飯塚市としてもはっきりとその点は研究なさってください。

別件ですけども、観光費の中に官兵衛プロジェクト事業費というのが出ていますが、この官兵衛プロジェクトに対して、飯塚市はどのような体制をとられるのか。のぼり旗は結構ね、官兵衛さんののぼり旗が立っていましたけども、今後の予定をお聞かせください。

商工観光課長

官兵衛プロジェクトにつきましては、ことしの4月に軍師官兵衛福岡県のプロジェクト協議会が設立されまして、飯塚市もゆかりの地ということで当初から参画をしているところでございます。飯塚市の体制としましては、4月26日に黒田官兵衛の飯塚プロジェクト協議会というのを有志で設立させていただいております。いま約20名ほどメンバーがおります。その方々といろいろ、その市のプロジェクトをどういうふうに動かしていこうかと、定期的に集まりまして、やっているところでございます。1つは本市の商工観光課のほうで各旅行素材の説明会等、各都市でPRをしております。そちらのほうでのPRを行っております。また、いま観光協会等と連携をしまして官兵衛ゆかりの地マップなどの作成、それと飯塚公民館のほうでは軍師官兵衛の常設展示等もいま行っているところでございます。また、市内の各イベント、山笠とか花火大会、先日行われましたインターハイでもそうですが、いろいろ官兵衛のPR、啓発活動というのを行っております。今後につきましてはですが、10月24日から秋の企画展ということで歴史資料館、それと千鳥屋さんのほうにも黒田官兵衛関係のものがございまして、千鳥屋本家さんも改装されてギャラリーもプレオープンをされております。そことも連携をしまして、お土産の品等の作成も行われておりますので、連携しまして今後PRを行っていきたいと考えております。また、筑前の國いづか街道まつり等につきましても、官兵衛プロジェクトの中で企画をいま検討しておるところでございますので、いろんな場面等を活用しまして、PRを行っていきたいと思います。また10月6日には観光PR事業ということで、福岡の天神のほうで「いいね！飯塚」というPR活動を行ってまいります。そちらでも官兵衛のPR、まあ官兵衛だけじゃございませんが、いろんな飯塚のPRを行っていきたいと考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第73号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第76号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

課税課長

「議案第76号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものであります。

議案書1ページから4ページに条文の改め文、5ページから18ページに新旧対照表を掲げておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正点についてご説明いたします。

まず1点目は、公的年金等からの特別徴収制度の見直しに関するものでございます。内容につきましては、まず、年間の徴収税額の平準化を図る観点から、公的年金の支払いの際に徴収する仮特別徴収税額、これは4月、6月、8月分の年金から特別徴収するものです。これを前年度の年税額の2分の1に相当する額に見直すものでございます。現行の徴収税額の算定方法につきましては、仮特別徴収税額の1回の徴収額は、前年度の2月の税額と同額であり、年税額に一度不均衡が生じますと、平準化しない状況になっております。それを今回の改正により、徴収額が平準化されることとなるものでございます。また、納税義務者の方が、賦課期日後に市外へ転出した場合や、徴収税額に変更が生じた場合は、現在は特別徴収が中止され普通徴収、いわゆる納付書での支払いに変更となっているものが、今回の改正により、特別徴収を継続することとするものでございます。いずれの改正につきましても、特別徴収制度の見直しを行うものでございまして、納税義務者の税負担の増減を生じさせるものではありません。この改正につきましては、平成28年10月以降に実施する特別徴収より適用されることとなっております。

2点目でございますが、株式等に係る所得に対する課税の見直しに関するものでございます。主な内容につきましては、まず、金融所得課税の一体化を進める観点から、また個人投資家の積極的な市場参加を促すために、現行制度において、株式等と公社債等とで課税方式が異なっているものを、今回の改正により、公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化し、その上で損益通算、つまり利益と損失が生じた場合に利益から損失を控除することでございますが、これができる範囲を、公社債等にまで拡大するものでございます。また、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得、非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、一般公社債等及び非上場株式等に係る分離課税に改めるものでございます。この改正につきましては、平成28年1月以降のものが対象となるため、住民税といたしましては、平成29年度以降から適用となります。

以上、簡単ではございますが、市税条例の改正内容につきまして補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

よくわからんけどね、まあ28年からだから、もうしばらく時間があるけど、これは市民に対して何かPRの、こういうことになりますよとか、そういうような簡単な、課長、この間も本会議場で簡単に教えてくれということで、簡単に言ってもなかなかわからなかったんですけどね。何かもう少し、まあ株とかやりよる方は一部の人たちでしょうけど、公的年金のほうはね、前年度の2分の1ということは、これはもう早く周知しとかんといかんやろうと思いますけど、何か一般市民に対してこうなりますよとか、絵コンテみたいなやつを作って周知するような考えはありますか。

課税課長

税制改正が行われた折には、ホームページ、あるいは市報等でその旨を掲載させていただいて、周知を図っておるところでございます。今回の改正につきましては、株式の所得の課税が非常に難しいというようなご意見がありますけれども、国のほうはいわゆる金融所得の一体化ということで宣伝をしております。私どもが一般の市民の方からお問い合わせを受けた場合につきましては、いわゆる株式と公社債の利益、損益が通算できますよと、まあ言うたら片方で利益があっても片方で損が出れば、その分は相殺できますよというような宣伝と、もう1つは多様な金融商品に多くの方々が出資して、いろいろな株式投資ができますよというようなご説明をさせていただいております。

兼本委員

株式投資を勧めるとかというようなことは、これは市がやることではないからね、そういうことはあまりしなくていいですよ。ただ、今いろいろ話の中でお年寄りの人たちは、今度は銀行に預金している預金にも税金がかかるんですかというような話をされる方もおるわけよね。だから、何が何かよくわからんわけなんよね、いろいろ出とるけどね。だから、株式投資を勧める必要はないけど、株で損しても公社債の利子でもうかったときには、その利子の分が、差額が控除できますよというようなことぐらいのことは、簡単にやっぱりなんかつくってやってやらんと、おそらくは課長ね、これを読んで、頭の中でこげんなりようとやるかと、おそらく半分ぐらいしかわからんとやないやるかと思うんやけどね、なかなか難しい、聞いても。これは、この間共産党さんが聞いても全然何を言いようかわからんやったしさ。だから、28年の改正ということですから、27年ぐらいのときにはこうなりますよというぐらいのものをつくってやらんとね、そういう人たちの、公的年金の人たちは特にやろうと思いますけどね、株と公社債の分はあれですけど、本当にお年寄りの人たちは、私たちが老後のためと思って預金しようけど、それにも今度税金かけるようになったんですかという話も出よるんですよ。だから、そんなふうに全然関係ないのを取り違えて聞きよる人もおるわけやからね。だから、そういうところは丁寧にやっぱり、こういう税のところは、市は税金を取る取らんの問題ですからね。だから、株をしなさいとか、しなさんとかいうのは、そんなことは余談の話ですから、しなくていいと思いますけど、そののところをちょっと丁寧に説明していただかんと、私たちも、いまここに議員がたくさんおりますけど、一般の市民からこうなると、どげんなるとですかと聞かれたときには、おそらく説明できる人はおらんとしますので、ひとつよろしく願いしときます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第76号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第78号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人権同和政策課長

「議案第78号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書の24ページをお願いいたします。飯塚市集会所及び生活館条例中の新町小僧団地集会所につきましては、福岡県同和地区改善施設整備事業によりまして、昭和51年度に建設をいたしておりますが、経年劣化によります老朽化が著しく、防犯・防災の面からも安全面に不安を抱えておりましたことから、平成21年度から毎年地元のほうから解体・撤去の要望が出されておりました。当該集会所につきましては、平成20年ごろから利用がなくなっておりまして、現在、地元の方はもっぱら新町1区の自治公民館を利用されている状況でございます。このような状況を踏まえまして、今回、当該集会所の用途廃止をするため本案を提出するものでございます。なお、議決後は速やかに解体・撤去する予定といたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第78号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第84号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

「議案第84号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」につきまして、配布いたしております平成25年度補正予算資料、右肩に追加提案分と記載いたしております。この資料で補足説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。今回の追加補正予算につきましては、去る8月30日および31日の大雨による災害のため、災害救助および災害復旧に要する経費について計上するものでございます。

8月30日と31日の両日すでに支出いたしました経費、およびそれ以降緊急に対応しなければならない経費につきましては予備費を充用し、それ以外の経費について、今回、追加するものでございます。今回の補正額は、一般会計で1億4408万円を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。県支出金は農業施設災害復旧費補助金を1110万円計上いたしております。

繰入金の次の諸収入は、落雷等による火災等保険金 6 9 8 万 3 千円を計上しております。

各災害復旧事業に係る市債 8 9 0 万円を追加いたしまして、残る一般財源不足分として、財政調整基金繰入金を 1 億 1 7 0 9 万 7 千円追加いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。災害復旧費では、費目ごとに被災箇所数と主な被災箇所等を記載しております。

農業施設災害復旧費では、飯塚地区の八木山農道など 2 0 カ所、穂波地区の向山ため池など 1 6 カ所、筑穂地区の平塚水路など 8 カ所、庄内地区の入水水路など 7 カ所、穎田地区の椿山ため池など 6 カ所の災害復旧に係る経費 5 0 0 5 万円を計上いたしております。

農地災害復旧費では、飯塚地区の大日寺笠成 1 カ所、筑穂地区の内住原の辻など 3 カ所の災害復旧に係る経費 1 4 3 5 万円を計上いたしております。

林業施設災害復旧費では、飯塚地区の建花寺地内林道など 1 3 カ所の災害復旧に係る経費 5 2 0 万円を計上いたしております。

道路橋りょう災害復旧費では、飯塚地区の明星寺・潤野線など 8 カ所、穂波地区の高田・中村・イボリ線など 4 カ所、筑穂地区の九郎原・切畑線など 1 2 カ所、穎田地区の池尻・預坂線など 6 カ所の災害復旧に係る経費 1 7 9 0 万円を計上いたしております。

河川災害復旧費では、飯塚地区の大日寺川など 2 カ所、穂波地区の舍利蔵川 1 カ所、筑穂地区の大野川など 9 カ所の災害復旧に係る経費 8 2 0 万円を計上いたしております。

3 ページをお願いいたします。住宅施設災害復旧費では、新川島公営住宅の災害復旧に係る経費 6 8 0 万円を計上いたしております。

公立学校施設災害復旧費では、落雷による筑穂中学校プールのポンプ復旧工事の経費 7 0 万円を計上いたしております。

その他公共および公用施設災害復旧費では、勢田明治地内法面など 3 カ所の災害復旧に係る経費 1 7 2 6 万 5 千円を計上いたしております。

予備費では、最初に申しあげましたように、8 月 3 0 日と 3 1 日の両日すでに支出いたしました経費、およびそれ以降緊急に対応しなければならない経費 2 3 6 1 万 5 千円を追加いたしております。

今回の災害につきましては、飯塚地区 6 8 カ所、穂波地区 2 2 カ所、筑穂地区 3 4 カ所、庄内地区 1 3 カ所、穎田地区 2 7 カ所、合計 1 6 4 カ所となっております。

4 ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 8 4 号 平成 2 5 年度飯塚市一般会計補正予算(第 3 号)」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 1 0 : 5 3

再 開 1 1 : 0 0

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

お手元の配付資料に基づき、これまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、説明い
たします。

これまでの経過ですが、8月7日「飯塚本町東土地区画整理事業評価委員会第1回」を開催し、
仮換地指定に向けた土地の評価等について審議しております。

8月12日から「吉原町1番地区市街地再開発事業」に伴う仮設バス停の設置工事に着手、
9月15日から仮設バス停での運行が開始されております。バス乗り場の変更等については、
市内の大学や高校を中心に、バス運行会社である西鉄バス筑豊と事前の周知活動を行って
おりますが、交通体系への影響や、特に市民・利用者の安全性に問題がないか注視してまい
ります。

8月27日に、飯塚本町東土地区画整理事業に係る地元説明会を開催いたしました。

8月28日には、吉原町1番地区市街地再開発事業の権利変換計画の認可、9月9日にその
公告を行っております。今後は、この権利変換計画に基づき、10月中旬までに再開発組合
において権利者の移転手続きを完了する予定です。

資料には記載いたしておりませんが、8月29日には解体工事・施設建築物新築工事の入札
が、吉原町1番地区市街地再開発組合において執行され、5社が応札し、福岡市に本社があり
ます株式会社松本組が落札しております。

次に、今後のスケジュールですが、10月3日、4日に全国の「まちづくり会社」が参集し、
第13回目となる勉強会が本市において開催されます。同勉強会は民間主体による中心市街地
の再生とコンパクトなまちづくりの促進を目的としていますが、国土交通省、経済産業省、内
閣府など国の機関からも商業活性化に関する支援策など情報提供を行うことになって
おります。

10月7日は、飯塚本町東土地区画整理審議会第4回を開催し、仮換地の指定に向けた審議
を行うこととしております。同審議会の意見を踏まえ換地位置が決定しましたら、再度、商業
活性化に向けた研究会を再開させ、エリアマネジメントや店舗等の基本的なイメージについて
調整していきたいと思っております。

最後に、10月17日の飯塚本町東地区優良建築物等整備事業推進協議会では、参加申込者
2者の企画提案書の評価を踏まえ、分譲マンション事業者が決定されます。表の中には、事業
者選定に関するこれまでの経過を掲載しておりますので、ご参照お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

森山委員

単純な質問でございますけども、皆さんも多分そう思っていると思うんですけど、商店街の
方々の意気込みが見えないんですよ。私も2、3日前、5時20分から本町、東町、永楽通
りを歩きました。私は昔の人間ですから、6時と言ったらまだ人も多く、今から行こうかとい
う感じだったんですが、もう店も閉まって歩いてある方がたった7人、そういう状況の中で、
何軒か知り合いの店主の方々がおられたので、立ち話で3軒くらいお話をさせていただいたけ
ど、市がこれだけのものを、議会のほうもいろいろな論議をされる中において、地元の方々の
意気込み、考え方、お聞きするとバラバラなんです。市がしてくれるからいいじゃないかと
かね。そういう感じを受ける。我々はこんなに喧々諤々、予算がどうなのか、本当にどうなる

かという形で議論をしているんですけども、何か地元の方々がね、本当にそれだけの考え方を
持ってあるのか。それと何度も申し上げますけど、去年の統計でいきますと、10年後にはも
う6割か7割しか跡継ぎがないとかいう状況の中で、本当にこれを市としてあげて中心商店
街、また飯塚市の顔として残そうと思うのであれば、本当にもう地元の方々が、死に物狂いで
この問題に取り組んである方は一部の方だけなんです。周りはそれについて行って良いくさ
という形で、その期待を持っていることは十二分にわかります。私も小さな商売をしていまし
た。小売業をやっていたのでわかります。ただ、今は月曜日から金曜日までの、要するに
年金通りなんです。おじいちゃん、おばあちゃんたちが朝着いて、そこを歩いて帰られて、
土曜、日曜なんかは、私もずっと見させてもらいましたけど、通ってない。バスは満車、人が
通ってない。あっち行き、こっち行きで、行かれるんだろうと思いますけど、もう少しそこ
のところの会議を開かれる中で、地元の方々が本当にそういう気持ちを持ってあるのか、ただ
市だけが行け行けどんどんで行っているのか、そこそこは非常に私自身も、本当に何軒かの
店主とお会いしたけど、気合いが入ってない。喜びとか、こうなったらこうですもんねという
話がない。大変恥ずかしいけど、そういうことで、この問題について我々一懸命頑張っ
ているんだけど、地元の方々の考え方をどのように受け止めてあるか、ちょっと感想でいいです
けど、お聞きしたいと思います。

中心市街地活性化推進課長

地元商店街との打ち合わせ等においても、そういったことでお話が出てくる場合があります。
その打ち合わせ等におきまして、商店街の方におきましては、市が実施しております中活の事
業、それについては大きな期待を持たれており、その事業終了後につきましては中心市街地が
活性化するというお話を聞いております。今までにつきましても、中活の事業について商店街
と連携についてはお話ししておりましたわけでございますけど、今後につきましては質問議員が
言われたところを十分に認識しながら、商店街等についてお話をしていきたいと思ってお
ります。

森山委員

多分そうだろうと思いますけど。ただ歩いていて7割が閉っているわけよ、5時半で。
7割のシャッターが。それで意気込みとか、喜びとかないわけ。商品構成もさっき言ったと
おり年金通りだから、じいちゃん、ばあちゃんの商品しか置いてないわけ、998円とか、
1,300円とか。たまたま自分の土地だから、家賃を払わなくていいから、多分それで生活
できるんだろうと思うけど、商品構成が無茶苦茶。どの店に行っても、じいちゃん、ばあ
ちゃんの商品を表に出して1,300円とか1,200円とか990円とかいう形で出してあるわけ。
現にそれを皆さんが見られて、ここが将来的に変わる街なのかと思った時、やはり商品構成も
違うわけ。それに合わせてあるわけ。そしてシャッターが無茶苦茶閉っている。もっと言っ
たら、もう少し逆にいい予算を立てて全部壊して、本格的に自分の土地を提供して大きく変え
ましょうという意気込みがないと、国から認定を受けてということで、さっきちょっとお聞き
かせただいたんですけど、つくんですけど、最終的には人口がふえないんです。要るものが
こっちに移るだけのことであって、人口がふえないと商売は成り立たないんです。人口をい
かにふやすかを一緒に考えていかないと、この問題はなかなか成功しません。アイタウンが
そうでしょう。私は5年しか持たないと言った。案の定そうでしょう。テナントがどんどん
どん出たって、最終的に市のほうがある程度の形で担ってるじゃないですか。中途半端な開
発とかいうのは持たないんです。今度バスセンターとかいろいろやるけども、ああいう形で
中途半端にするよりも、もうちょっと大々的に、どうせ同じお金を突っ込むならば、もうちょ
っと大きく考えて、商店街の方々が生き延びるような形をつくってあげなきゃいけないだろ
うというのが、市の仕事であるし、また我々議員もそういう形で頑張らなければいかんと思っ
てますけど、もうちょっとそこそこを真剣にね、本当に死に物狂いだなというのが、本町商

店街なり商店街の方々からその姿が見えません。ある一部の方だけが言っている。今から考えて、2、3年前からこの中心商店街、ダイマルの問題をするのは1つ1つの課で、アスベストがあって大変厳しいから、健康に害があるから早く崩させてくれとか、同僚議員が一般質問されましたよ。ダイマルの問題だって抵当に入っているからと、そのうちあれだけ害があるからいかんよねと、そしてたまたま行ったときにはそこに展示場ができると、ダイマルの中にですよ。だから言っていることとすることが違うし、そこに一本化がないから僕自身が、僕も商売人だから頑張ってほしいけど、不信感を持つわけ。こっちでは危ないからこうなさい。ところが危ないと言ったところに展示場をつくっている、勝手に。そういうのがあるのに、何かちくはぐだろうと思うんで、嫌ごと言いますけど、もう一度みんなが結集して、この中心商店街というものをどうするかを本当に考えてやっていただかないと、ただあそこだけがよくなって、中本町だけがよくなって、あと何もなし。そういうことも全体的に、そこだけでなく全体的にどうあるべきかを商売的にも考えて、やっぱ誘致しなきゃいけないということが1点です。あとは人口ふやすことです。そういうことをお願いいたします。頑張ってください。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

中活についてちょっと何点かお聞かせください。もともとこの中活に対しては、きょうの報告事項の中でもスケジュールだけでしょう。これで終わりなんですかね。中活課長は後任でしょうけど、部長、やはり認定して105億円近いお金を使うんだから、個別の案件がそれぞれありますよね。それに対する詳しい説明、もしくは事業計画書というのを、随時せつかく委員会で報告していきますということになっています。これは約束のもとで。そういうことで今後報告を受けていくと。それはスケジュールを聞くためではありません。再三言っているとおり吉原町1番地区のバスセンターですけど、この事業計画等は我々に示せないのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

事業計画については、歳入、歳出の分については一般質問の中で答弁いたしましたが、次の委員会において提出したいと思っております。

小幡委員

次の委員会まで待ちますが、基本的にバスセンターは11階建てと言いましたよね。平面図も知らないですよ。姿図は見た、確かに。2階から4階の医師会の保留床、床を医師会に売りますけども、その平面図も知らないし、うちが買う夜間休日急患センター、これを取得する予算だけは計上されてますが、面積、平米単価、いつの時期にどのように買うのかといった個別の案件の流れから事業計画を我々はほとんど知らないんです。それは極端に言えば不親切です。やはり本市の一般財源、税金を投入するんですから、こういった事業でこういった目的でということを出してください。次回まで期待しておきますが、関連しましてね、入札があったということでした。8月29日に5者の入札があって、松本組さんがとられたということですが、その入札においても、本市も公共工事の入札をやってますから、それを指導するということが一般質問でも聞きましたけども、指導なさったんでしょう。なさったんだけども、残りの4者の業者名とか落札金額、もしくは応札金額というのは公表できるんですか。

中心市街地活性化推進課長

応札業者、それから落札金額については公表いたしたいと思っております。

小幡委員

それも次回お願いします。それと事業計画は出されるでしょうけども、収支計算だけでなく、その地権者の土地の評価とかそういった資料、個人名は消すと言っていましたよね。個人情報も消しても構いませんが、何平米持っていて、平米単価いくらで、組合が換地するにあたって、そういった細かい金額も事業計画の中に盛り込んでください。それは可能でしょうか。

中心市街地活性化推進課長

ただいまの件につきましては、再開発組合のほうと相談をしながら、個人情報との関係もあるかと思しますので、相談をしながら提出を考えたいと思っております。

小幡委員

極力、明細はわかる範囲で付けてください。それをいただいて、またそのときに不足した部分を質問いたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市内防犯灯のLED化事業における業者選定結果について」報告を求めます。

防災安全課長

「市内防犯灯のLED化事業における業者選定結果について」報告いたします。

この事業につきましては、本年3月5日、市議会代表者会議におきまして、事業内容について説明を行い、自治会連合会理事会及び各自治会長会にて説明をしていく旨の了承を得ましたので、3月26日の自治会連合会理事会を皮切りに、各自治会長会等で説明を行い、6月末に自治会長会等での説明を終了いたしました。また、6月議会におきまして、この事業に係る補正予算の議決を頂きましたので、プロポーザルによる業者選定を開始し、3回の業者選定委員会の開催を経まして、業者を決定いたしております。

お配りしております別紙資料の「飯塚市防犯灯LED導入事業プロポーザル選定結果について」をお願いいたします。本プロポーザルに対する参加状況ですが、本事業はリース事業を行うことができるグループの代表の業者、あるいは単独の業者と契約する必要がありますことから、1.に記載しております参加者につきましては、代表の業者としております。2.の選定結果につきましては、8月22日に参加者によるプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、最優秀者として株式会社フリーザーシステムに決定いたしております。3.の審査結果評価点につきましては、7人の選定委員の点数の合計点によるものでございます。

今後は、選定されましたフリーザーシステムと細部について協議を行い、年度内の事業完了に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

森山委員

現にこの会社に決まりまして、地元の工事があるじゃないですか。その点については地元の業者を使ってやるということにはなっていないわけ。

防災安全課長

今回のプロポーザル方式にしたという部分につきましては、こういった点につきましても非常に重要な点というふうに思っております。当然、地元の業者、それから今まで自治会でかわられてあった電気工事関係をやられるところ、そういったところの活用について再三申しておりましたので、その活用を十分やっていただけるということで、この業者に決定いたしました。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

最初から聞きます。プロポーザルにした理由は。

防災安全課長

先ほど若干申しましたが、今回の事業につきましては、調査業務から導入事業といった点がございませう。それと年度内に完了しなくてははいけないということもございませう。それから入札、プロポーザルという2点があるかと思ひますが、私どもが仕様書に記載した内容以上のものにつきて、提案型の場合、非常に期待できるということもあり、全市域を対象とした本事業を遂行するためには、低価格を追求する入札よりも応募参加者の企画提案型のプロポーザル方式が適しているというふうと考えられましたので、プロポーザル方式でやったということございませう。

小幡委員

こういった事業のプロポーザルというのは、あまり私は知りませうけど。されたんですから、それはそれでいいですが。この参加者の中のリースを組むということでしたよね。このLED防犯灯の事業の主旨というか、こういった事業内容、工事内容か、お教えください。

防災安全課長

内容としましては、市内全域に防犯灯が今ございませう。この防犯灯をLED化に替えていこうということの中で、市が管理してあります防犯灯、それから地域が管理してあります防犯灯、この防犯灯をLEDの防犯灯に替えていくという事業でございませう。また、この事業におきましては、当然、市内全域のどこに防犯灯があるか、するのかもしれないのかといった点がありますので、まずその調査業務から、それから取り替え業務、この取り替え業務につきては、環境省の事業、LED街路灯等導入促進事業の公募事業の採択を受けてありますので、この公募の補助事業におきましては、LED照明導入はリース方式により実施しててくださいというのございませう。ですので10年間のリースによって行うといった事業でございませう。

小幡委員

概要はわかりました。簡単に言えば、市が管理している防犯灯と各自治会が持つてある防犯灯がありますよね。仮に電柱についている機種を、いま蛍光灯もしくは裸球がついてるやつをLEDに交換するわけですよ。工事自体は、言い方悪いけど、地元の電気屋さんでも替えられる工事です。うちの町内会も地元の電気さんと昔から契約されていて、壊れたり、球が切れたりしたら、そこの電気さんが行ってメンテナンスをしていた。機種を交換しなくちゃいけない時期になれば交換していた。そういったやつを全部やるわけでしょう、飯塚市全部の。今から調査業務ということですが、ある程度、市が防犯灯を何百灯持つていて、百なのか、千なのか、単位はわかりませうが、自治会が何千個あるというのは把握されているんですか。

防災安全課長

もともとにつきては、市の管理する分、それから地区によっては合併前の旧町については把握されている分もありますが、実際把握をされてないところもございませう。自治会が管理されている分、それから隣組が管理されている分、それと地域のために個人がつけられている方もおられますので、今回そういった地域のために貢献されている方の分も取り替えるということで、各自治会に前段としまして取り替え灯数については確認をさせていただきました。しかし、もう廃棄して使わないといった形になっているものも今回つけたいとか、そういう要望も出てくるかもしれないということで、しっかりした調査を行う必要があると、また調査業務については10分の10で補助が出るということもありますので、この調査業務をしっかりやって市内防犯灯の把握に努めたいということで行っております。

小幡委員

調査業務が終わらないと正確な数は出ないんでしょうけども、いま把握されている分である程度の数はわかりますか。

防災安全課長

当初の数量としては1万4000灯というふうには把握してありますが、自治会におきましては替えなくていいといった自治会もございませう。またLEDに替えているといった自治会も

ございますので、これが減ってくるというふうには見込んでいます。

小幡委員

約1万4000灯としますよね。今回この機種を10年間リースで組むわけですね。自治会、隣組が1灯3,000円のリース代を払う。それは10年間で払うというような話を聞いているんですが、このリースの組み方というのは、その内容をちょっと教えていただけますか、リースの内容。

防災安全課長

地元自治会からいただきます3,000円につきましては負担金としていただくわけですが、リースにつきましてはこの1万数千灯つけましたものを、総計でいくらだというふうな数字になりますので、それを10で割って10年間、今の予算で言えば、毎年2千数百万程度、10年間で支払うといったことを考えています。

小幡委員

調査費も含めてこのフリーザーシステムさんが落札された金額というのは2億5000万円ぐらいですかね。

防災安全課長

調査業務につきましては税抜きで813万4000円、リースにつきましては2億4407万円でございます。このリース料2億4407万円でございますが、これと環境省から直接事業者に対して1500万円の補助が出ますので、これが別途出ることになります。

小幡委員

813万4000円が調査費ですよね。2億4407万円がリース代。このリース代の中にいま言った機器の取替工事も含まれると、機器の取り替えを含んだところの全体2億4千数百万円を、10年間でリースしていくと。その負担は本市。自治会からはその灯数に応じた、1灯につき3,000円を払っていただき、それを一旦本市が受けるというシステムですね。

防災安全課長

そのとおりでございます。

小幡委員

内容はわかりました。そういうシステムで組むにあたって、公募をかけるにあたっては、そのリースが組めるところと。シャープ、西日本総合リース、三井住友ファイナンス&リース株式会社、フリーザーシステムさんはリース会社ではないので、どこかとリース提携をされて応募されたということですか。

防災安全課長

フリーザーシステムさんにつきましては、臆本の中でございますが、事業として総合リース事業ということ盛り込んでおられます。

小幡委員

臆本とか定款にそういうのがあっても、リース会社ではないでしょう。だから実質上のリースは、フリーザーシステムさんが組むんですか、どこかと提携して組むんですかということ聞いています。

防災安全課長

フリーザーシステムさんと契約をするようになります。

小幡委員

リース会社と提携ではなくて、単独のフリーザーシステムさんリース契約をするという形ですか。

防災安全課長

先ほども申しましたが、この契約につきましては代表者と契約するようになります。この参

加者が4者ございます。こちらが代表者になっておりますので、こちらと契約をさせていただいて、リース料を払うということにはなるわけですが、その中で事業として調査から取り付けてもらうということで、グループで臨まれるといったことは今回の公募で出されたところだと思います。それで、環境省の交付要綱の中で、導入補助事業をする中では、定款または寄付行為においてLED照明に係るリースを行うことが可能なものに限るということでありまして、この総合リース事業が定款に盛り込まれているということで、環境省に問い合わせましたが、問題がないということでありました。

小幡委員

総合的にリースを組みましたと、フリーザーシステムさんとね。ここの工事実績というのは必要がなかったんですか。過去のLED交換もしくは取り付けの実績のある業者というのは、評価するにあたっては項目の中には盛り込まれてなかったんですか。

防災安全課長

各グループで申し込まれたときに、その機器がございます。その機器の実績ということについては、評点の1つとしております。ただ、代表になられたところが、電気工事の実績があるとか、そういった部分はあくまでグループで臨まれた場合、その下部として考えますので、この事業ができるというふうに臨まれれば、うちとしてはそれを受け付けて、その事業内容について検討するということになります。

小幡委員

最優秀賞のフリーザーシステムさんのグループ構成というのはわかりますか。

防災安全課長

グループ構成としましては、フリーザーシステムさん、それから三菱電機照明さんという2社でございます。フリーザーシステムさんのほうでリース、調査を行う。機器メーカーとして三菱電機といったことになっております。

小幡委員

では、地元の電気屋さんが仮に仕事をいただくと、もしくはできるかなということからいきますと、もちろんフリーザーシステムさんが代表でしょうけども、三菱電機さんあたりの関連業者というか、機器が三菱の機器なんですか、LEDの本体は。取り付けはやはり電気屋さん関係が、電柱なんかについてる場合は地元の電気屋さんとか、認定の工事店が行きますよね。そういうことで飯塚市の地元に住んでおられる電気屋さんに仕事自体が還元されるという考えでいいですか。

防災安全課長

この取り付けにつきましては、今も自治会長会のほうに、うちの担当とフリーザーシステムさんのほうで調査に回らせていただいております。その中で、先ほど質問者言われますように、地元で過去馴染んで使っている工事業者がおられます。そこが大手じゃない、小さなところも当然ございます。そこで昔から無償で替えたりとか、そういったところについては現在自治会を回りながら自治会長さんのほうにその事業者さん、工事業者さんを教えてくれと、その工事業者さんを使っていきたいということで、いま回りながら聞かれているようでございます。

小幡委員

そういう形になりますと本体自体は支給でしょうから、取り替えの手間というような、配線まで含めた地元電気屋さんが仕事をできるかはというふうには思うんですけども、流れまでわかりました。リースも大体わかりました。先ほど約1万4000個前後のLED防犯灯を取り替えるということでしたが、この調査が完了後、明確な数字が出ます。いま813万4000円、これが調査費でしょうけども、残りの2億4407万円プラス1500万円、これが明確な数が出たときは減額とか、ふえれば増額というのはあり得るんですか。

防災安全課長

ふえることは現在想定をしておりますが、当然、灯数が下がれば減額ということで考えております。

小幡委員

下がれば減額ですね。それと最後になりますが、審査結果、評価点、A社からD社までそれぞれ点数がついております。この評価点の対象となった項目をお示してください。

防災安全課長

この評価項目につきましては、過去の取り付けの実績、見積もり金額の妥当性、資金調達計画の信頼性、職員の負担軽減について、独自性や特殊なノウハウについて、期限内での調査及び工事完了の実現性、工事について市内業者の活用方法、新たな雇用の創出について、保守管理体制について、提案された防犯灯の性能について、省エネルギー効果及び電気料金等のコスト削減効果が明確であるか、切り替え及び維持管理費用が明確であるか、市に有益な提案であるかでございます。

小幡委員

そのような項目で評価点をつけていったということですが、この4者の平均じゃないんですけども、B社の529点とD社の455点、平均をとっても50点以上B社が勝ってますが、その開きの、加点のここが優秀であったと、50点の内容はどの点数が上がった要因でしょうか。

防災安全課長

まず、工事について言えば、市内業者の活用方法、この部分がD社と比べて違っております。また、新たな雇用創出について、これにつきましてはB社は今回事業をやるということで、10年間につきまして3名の雇用をして自治会との対応等をさせると。苦情等が今私どもに来て、取り替えについてもやっておりますが、これにつきましては事業者が行うといったことが今回提案されております。そういったことも大きく違っております。それとあわせて職員の負担軽減になってくると思います。

小幡委員

市内業者の活用がその中に入ったということで、市のほうもしっかりと、約束どおりというか、提案どおりなされるかどうかチェックしてください。このフリーザーシステムさん、何でもしつこく聞かかと言うと、一般質問で1回言ったことがあります。小中一貫校の給食調理場の建設に伴って、設備業者とかなりこのフリーザーシステムさん関連した業者でしたから、ちょっと調べました。冷凍庫専門の企業でしたが、ここが今度LEDの照明ということで落とされたので、業種的にあれと思ひまして、ちょっと聞いたんですね。その4者の中でフリーザーシステムさんだけが地元の業者ですか。

防災安全課長

そのとおりでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年8月台風15号豪雨の被害状況について」報告を求めます。

防災安全課長

「平成25年8月台風15号豪雨の被害状況について」報告いたします。

被害状況につきましては、別紙資料を提出させていただいております。その資料の1ページにて概況報告をさせていただきます。

8月29日から8月31日にかけて、西日本では台風15号の北上と併せ、秋雨前線の活動が活発になり、中国・九州北部を中心に大雨となり、本市では29日17時から31日19時

で総雨量が325ミリ、最大1時間降水量50ミリを記録いたしました。

雨は30日午後1時頃より激しくなりましたが、下段にありますように、すでに午前8時過ぎから災害警戒準備室を設置し、気象・河川情報を収集するとともに、災害警戒本部への移行準備をしておりましたので、午後12時09分、大雨・洪水警報が発令されたことに伴い、ただちに災害警戒本部を設置、第2-A配備とし警戒体制に入りました。

午後4時に遠賀川川島・穂波川秋松橋における河川の水位が水防団待機水位を超え、更に水位の上昇が見込まれたことから、配備体制を第2-B配備とし、河川パトロールの強化や、土砂災害警戒地域の巡回強化を行いました。

午後4時20分に土砂災害警戒情報が発表されたこと、また遠賀川川島・穂波川秋松橋において、はん濫注意水位を超え、更に水位の上昇が見込まれたことから、午後5時56分に災害対策本部を設置、第3配備とし、初動体制を整えるとともに17カ所の指定避難所を開設いたしました。併せて、建花寺川流域・庄司川流域・庄内川流域・鹿毛馬川流域において、避難準備情報の発令基準を超えたことから、同地域、計26自治会を対象に避難準備情報を発令しました。

次いで、午後7時18分には福岡県の土砂災害危険度情報による土砂災害の危険が高まったことから、市内の土砂災害想定地域12カ所のうち、筑穂地区・潁田地区、計17自治会を対象に避難準備情報を発令いたしました。

避難準備情報発令後は、特に災害時要援護者避難支援プランに基づき、高齢者や障がい者等の避難支援および安否確認に努めるとともに、自主避難者への支援を行っております。

雨は遠賀川が3.89mの最高水位に達した午後8時40分以降、小康状態となりましたが、台風が最も本市に接近する翌31日まで、警戒体制は継続する必要があると考え、午後10時30分に登庁職員の多くを自宅待機体制に切り替えました。

翌31日午前中まで雨は続きましたが、台風被害の危険が去ったことにより、午前11時に避難準備情報の解除、また、自主避難者も全て退所されたことから、午後0時に災害対策本部を解散いたしました。

この間、自主避難者は最大101名、住宅被害は床下浸水6件、公共施設については、鹿毛馬川の法面損壊、及び大日寺川の井堰損壊の被害が報告されております。

ただ今ご説明させていただきました詳細につきましては、配布しております資料に記載させていただいております。2ページ目が自治会別被害状況表、3ページ、4ページ目が避難所の開設状況を含めた避難者数の報告、5ページ、6ページ目が今回の台風15号豪雨に対する行動記録、7ページ目が降雨状況及び遠賀川水位の状況表、8ページ目がポンプ等の稼働状況、最後の9ページ目が消毒・し尿の処理状況となっております。

以上簡単ですが、概要報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度職員採用試験の申し込み状況について」報告を求めます。

人事課長

平成25年度職員採用試験の申し込みの受け付けを、9月2日、月曜日より9月18日、水曜日まで行いましたので、その概要につきましてご報告させていただきます。

本年度の採用職種につきましては、先の委員会におきましてご報告いたしましたとおり、行政事務上級、初級、これには身体障がい者枠を含んでおります。また、技術職では土木職及び民間企業等職務経験者枠の土木職、並びに建築職、最後に保育士と保健師でございます。全体で8種類の試験区分となっております。申し込みの状況でございますが、全区分の採用予定数

38名以内に対しまして950名の申し込みがあつておりました、全体の競争倍率といたしましては2.5倍となっております。区分ごとの申し込み状況でございますが、行政事務の上級が申込者586名、競争倍率34.5倍、行政事務初級申込者245名、競争倍率4.9倍、身体障がい者枠につきましては、先ほど申し上げました行政事務上級職に含めまして各1名、合計2名の申し込みがあつております。次に、土木職につきましては25名の申し込みで競争倍率12.5倍、土木職の民間企業等職務経験者枠につきましては、5名の申し込みがあり倍率1.7倍、建築職申し込み者6名、倍率5倍、保育士は60名の申し込みがありまして7.5倍、最後に保健師は、23名の申し込みで倍率が11.5倍となっております。なお、昨年の申し込み状況でございますが、全体で23名以内の採用予定に対しまして885名の申込者数でございます、競争倍率は昨年は38.5倍でございます。

今後の予定でございますが、第1次試験を来月、平成25年10月20日、日曜日に近畿大学産業理工学部におきまして実施することといたしております。

以上簡単でございますが、平成25年度の職員採用試験申し込み状況につきまして、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度行政評価結果の概要及び外部評価の取り組みについて」報告を求めます。

行財政改革推進課長

行政評価の結果の概要及び外部評価の取り組みについてご報告いたします。

資料の「平成25年度行政評価（一次及び二次評価）結果の概要及び外部評価の取り組みについて」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。行政評価制度につきましては、平成23年度から本格導入し取り組んでおり、本年5月上旬から7月中旬にかけて事業担当課による事務事業評価を実施して、全979の事務事業のうち、法令などの義務付けがあり、市に裁量の余地が全くない義務的事業や計画策定事務、内部管理事務など、評価対象外とする224事業を除いた755の事務事業について一次評価を行っております。

また、一次評価対象の755事業の中から行財政改革推進本部の事務局において選定した二次評価対象50事業について、8月6日、8日の2日間で全次部長による仮二次評価を行い、8月21日に行財政改革推進本部会議において同評価の最終決定をしております。

一次、二次評価の結果につきましては、表に記載のとおりでありますので、内容の説明は省略させていただきます。

裏面の2ページをお願いいたします。外部評価対象事業の選定につきましては、8月30日に、市長の附属機関であります飯塚市行財政改革推進委員会におきまして、二次評価を実施した事業の中から外部評価の対象となります14の事務事業を選定いたしております。

選定いたしました事務事業につきましては、表に記載のとおりであります。内容の説明は省略させていただきます。

最後に、外部評価の実施につきましては、10月4日、金曜日および5日、土曜日の両日、午前10時から午後4時50分まで、立岩公民館3階中研修室において行うこととしております。

評価体制につきましては、コーディネーター1名、評価者を6名から7名で行い、昨年同様、他市の市役所職員、小田原市、福岡市、久留米市の職員にも加わっていただき、行政評価を行っていただくことにしております。なお、外部評価については公開にて行うこととしております。

す。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚駅前広場整備の要望書について」報告を求めます。

総合政策課長

去る8月27日、地権者の代表であります飯塚炭都市場商業協同組合、菰田自治会長会、地元の地域おこし団体でありますアクティブ菰田の3団体から、それぞれ、JR飯塚駅にある炭都ビルの解体撤去に際して、飯塚駅前広場の整備に関する要望書が提出されております。

その内容につきましては、飯塚駅前広場等の公共用地として炭都ビル跡地を本市で購入し、駅前の景観向上、また、駅前広場の効果的な改善に向けて有効活用されるようにとのことでございます。

今後の具体的な対応策につきましては、要望書の内容を踏まえ、関係各課と調整しながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上簡単ですが、報告させていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

兼本委員

面積とか位置図程度のものは出してもらわんと、ただ何となく炭都市場の跡地というのはイメージ的にはわかるけど、その面積がどの程度あって、位置がというのは、直線には面してないと思うんですね、確か。ちょっとようわからん。その位置図とか、それから面積等々のものは出さんとただ口頭で今から検討しますと言って、もちろん一般質問の中でもあったように、地元の人たちの意見も十二分に聞きながらやることだろうから、そういうのはよくわかるんだけど、ただ我々のところにもどのくらいの面積でどういう位置になってるんですかねと聞かれるときに、全然説明する資料もないから、それは何か、そういうのはすぐできるんじゃない。面積と位置図ぐらいは、どうですかね。

総合政策課長

現在、ビルについては解体に入っておるところでございます。跡地については1,400平方メートルというふうなところでお示しがあっておりますので、これにつきましては、後ほどまた資料という形で提出させていただきたいと思っております。

兼本委員

現状、建物が建ってるけど、更地になったときに、例えば地権者が一本化になっているのか、どうなっているのかわからんけどね、そういうところの位置図と面積ぐらいは、できたらレターボックスでも入れてもらっとけば、自分たちでわかるから。面積もいまやっと言ったぐらいで、何も情報提供しないで、今からこうしますと言うんじゃないくて、やっぱり出せるものは全部出してしまって、そして地元の人たちから聞かれたときには、せめて議員は何平米あって、この形ですよぐらいのことは言えるような資料を提供するのが本来の姿やろうと思っておりますので、早急に入れておいてください。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。